

村上市農業農村整備事業等補助金（拡充：干ばつ応急対策）

1 目的

令和5年度の梅雨明け後の干ばつ傾向の中で、農作物の被害が懸念されるため、用水確保の応急対策を実施する農業者等の負担軽減を図り、農業経営等の安定に資する。

2 補助要件

連続干天日数（日雨量5ミリメートル未満の日を含む）が20日以上、又は30日間の総雨量が100ミリメートル以下であって、新潟県単農業農村整備事業（干ばつ応急対策）の補助対象とならないこと。

3 補助対象者

土地改良区、農家組合、水利組合等

4 補助率

50%以内

5 補助対象

農作物の干ばつ被害を防止するための下記のもの

- ①土地改良区等の団体が行う水路の造成、揚水施設（井戸、揚水機等）の設置及び送水管の設置など、用水確保のための工事に要する経費
- ②土地改良区等の団体が管理する水路等への補水に必要な揚水機及び揚水機付属部品の購入及び借入に要する経費

6 事業対象期間

令和5年8月10日から令和5年9月30日まで

【 お問い合わせ先 】

村上市役所	農林水産課	農業振興室	電話：0254-53-3369（直通）
	荒川支所	産業建設課	電話：0254-62-3105（直通）
	神林支所	産業建設課	電話：0254-66-6114（直通）
	朝日支所	産業建設課	電話：0254-72-6883（直通）
	山北支所	産業建設課	電話：0254-77-3115（直通）